平成２７年（フ）第７１７号
埼玉県幸手市中５丁目３番４号、旧住所埼玉県幸手市中１丁目１番43―403号　センチュリー幸手
破産者　福澤　晴夫
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
東京都狛江市和泉本町１丁目６番15―402　福原麻子方、前住所川崎市多摩区南生田４丁目24番１―166号
破産者　佐々木隆美
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
横浜市青葉区あざみ野３丁目１番地　あざみ野団地８棟101号
破産者　駿河　博章
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
新潟市北区早通北６丁目３番20号
破産者　大坪　義美
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９６号
新潟市北区早通北６丁目３番20号
破産者　大坪志津子
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
長野県小諸市大字御影新田712、住民票上の住所長野県小諸市大字御影新田690番地２
破産者　宮脇　靜代
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２０６号
名古屋市千種区千種２丁目23番６号　ロイヤルパークス千種316号
破産者　柴田　桃花
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３０号
愛知県愛西市大野町茶木５番地、従前の住所愛知県津島市愛宕町１丁目67番地３
破産者　木村九十九
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４７号
愛知県春日井市若草通４丁目21番地　プレンティ若草通４丁目Ａ―１号
破産者　安川　勝彦
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１号
徳島県徳島市庄町１丁目13番地の１、旧住所徳島県徳島市庄町４丁目89番地の４
破産者　齋藤　善彦
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４１号
熊本市中央区島崎１丁目９―13　金峰ハイツ102号室、住民票上の住所熊本県天草市港町８番10号
破産者　岡　　節也
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
大分県豊後大野市三重町内田3208番地２　クイーンロゼ202
破産者　柴山　綾香
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第１２２号
北海道旭川市大町２条１丁目６番地の114
破産者　緒方　利恵
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
神奈川県厚木市山際580番地２　（株）アマノ厚木営業所、開始決定時の住所宮城県石巻市雄勝町大須字舘森343番地１
破産者　岩間　金雄
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
宮城県石巻市駅前北通り４丁目９番19号　フォーブルえきまえきた202号、開始決定時の住所宮城県東松島市大塩字緑ケ丘２丁目13番地３
破産者　阿部　忠嘉
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第９号
埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉2041番地
破産者　町田　忠彦
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第７６１号
横浜市神奈川区三枚町451番地１　安西ビル302号
破産者　乗田　達矢
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１０号
横浜市青葉区市ケ尾町1152番地17　パールハイツ市ケ尾204
破産者　飯島　糸子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部